

(2) 小笠原諸島における特別土地保有税の非課税措置の延長

(特別土地保有税)

内 容

主要産業である観光業等の振興を図り、同諸島の自立的発展を促進するため、特別土地保有税の非課税措置について、取得価額要件を引き上げた上で(2,500万円超 2,800万円超)、適用期限を2年間延長する(平成16年3月31日まで)。

・特別土地保有税：非課税(集会・スポーツ施設)

(参 考)

小笠原諸島の位置図

